

平成 21 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名 SBI ネットシステムズ株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 内山 昌秋
(コード番号 2355 東証マザーズ)
問 い 合 せ 先 経営企画部長 前田 真嗣
電 話 番 号 03-5447-2551(代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 20 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 24 日開催予定の第 12 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 業務の効率化及び経費削減を図るため、現行定款第 3 条（本店の所在地）に定める本店の所在地を東京都品川区から東京都新宿区に変更するものであります。なお、本変更につきましては、平成21年 9 月 7 日に効力を発生することとし、その旨の附則第 1 条を設けるものであります。
- (2) 平成21年 1 月 5 日に「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます。）が施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に移行（株券の電子化）されました。これに伴い、株券、実質株主、実質株主名簿に関する規定を削除又は変更（現行定款第 6 条、第 7 条、第 8 条）するとともに、株券喪失登録簿に関する経過措置として、その旨の附則第 2 条、第 3 条を設けるものであります。
なお、現行定款第 6 条は、決済合理化法上、平成21年 1 月 5 日に当該規定を廃止したものとみなされております。
- (3) その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 6 月 24 日(水曜日)
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 24 日(水曜日)

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都品川区に置く。</p> <p>(株券の発行) 第6条 当社は株式に係る株券を発行する。</p> <p>(基準日) 第7条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 ②前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>(株主名簿管理人) 第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。 ②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、公告する。 ③当社の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第9条～第42条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。</p> <p>(削除)</p> <p>(基準日) 第6条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 ②前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>(株主名簿管理人) 第7条 当社は、株主名簿管理人を置く。 ②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、公告する。 ③当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第8条～第41条 (現行どおり)</p> <p>附則 第1条 第3条(本店の所在地)の変更は、平成21年9月7日をもって効力を生ずるものとする。なお、効力発生後、本条を削除するものとする。 第2条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。 第3条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削除するものとする。</p>